

社会福祉法人新郷村社会福祉協議会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、新郷村社会福祉協議会役員報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給内容)

第2条 社会福祉協議会会長（非常勤）に、役員報酬を支給する。

2 報酬額は、 $2,400\text{円} \times 1/2 \times 8\text{回}$ （一週2日×月4週）＝ $9,600\text{円}$ とする。

3 役員報酬は、毎月21日に支給する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。